

No.	種別	内容	市の見解 (※今後、国から発出される通知等により内容を変更する場合があります。)	作成日 (変更日)
1	居宅介護支援	ケアプランの「軽微な変更」について (事業所の名称変更)	事業所の運営法人や従業者に変更がなく、単なる事業所の名称等の変更と認められる場合には、軽微な変更として取り扱うことを可とします。なお、軽微な変更と判断した経緯や理由については記録に残してください。	2023.10.18
2	通所介護	予定日にサービスが入らなかった場合の振替について	同一週の他の曜日への振替が原則ですが、やむを得ない事情がある場合は前回のサービス提供日から次回のサービス提供日までの間での振替としてください。	2024.1.5